

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

令和元年12月13日

○出席委員

委員長	世古安秀	副委員長	坂倉広子
委員	奥村敦	委員	木下順一
委員	戸上健	委員	浜口一利
委員	坂倉紀男		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・中村総務課長、松村副参事、山本補佐、天田係長
- ・勢力税務課長、佐々木補佐
- ・中井健康福祉課長、齋藤補佐

○職務のために出席した事務局職員

次長	木田崇
兼総務係長	

(午前 9時59分 開議)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を再開します。

それでは議案の審査に入ります。

なお、議事の都合上、12月12日に可決しました議案第62号を除く6議案について審査を行いますので、ご了承願います。

議案第56号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、担当課長の説明を求めます。

中村総務課長。

○中村総務課長 おはようございます。総務課、中村です。よろしくお願いたします。

提出議案の1ページをお願いします。

議案第56号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

提案理由ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めたく、本提案とするものでございます。

議案書には書いておりませんが、具体的に申し上げますと、地方公務員の臨時非常勤職員が増加し、地方行政の重要な担い手となっている中、法において共通して定められている事項が少なく、自治体によって取り扱いが大きく異なっていました。今回の法改正では、臨時非常勤職員の適切な運用を確保するため、会計年度任用職員制度を新たに創設し、統一的な取り扱いを定めるものです。

議案書の2ページから13ページに条例を示しておりますけれども、別途配付させていただいております鳥羽市会計年度任用職員制度（概要）総務課1という資料がございます。これに基づいて説明をさせていただきますと思います。

この資料には、条例の各条項に何が示されているか、また規則でどのように規定されているかを表記させていただきました。資料は、1ページ目の囲みの「任用する種別に関すること」から、16ページ目の「人事評価に関すること」までの6つの項目で整理をしております。資料の全てを説明しますと相当時間がかかりますので、ポイントを絞って説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、鳥羽市会計年度任用職員制度（概要）という資料です。

まず、囲みの1、任用する種別に関すること、条例で言いますと第2条になりますけれども、(1)のフルタイム会計年度任用職員、それから下に(2)パートタイム会計年度任用職員、次のページです、一番下に(3)その他会計年度任用職員とあります。この3つの任用体系を定めております。

まず、フルタイム会計年度任用職員ですが、①の勤務時間につきましては、1週間当たり38時間45分ということで、正規職員と同じ勤務体系になります。対象となる職種につきましては、連絡所に勤務する一般事務、診療所に勤務する一般事務、医療事務、看護師、それから船員になります。経過措置という囲みがあります。これ、きのうの質疑でも部署のほうでお答えしておりますけれども、現在フルタイムで任用して

いる嘱託職員に限り、制度移行後もフルタイム会計年度任用職員として任用するというので、星印の下にありますけれども、ひだまりのほうですね、介護福祉士、それから介護支援専門員、看護師だったりがございますので、この今現状で嘱託職員のフルタイムとして任用している方々につきましては、現行どおり引き継ぐという形にしております。

それから（２）パートタイム会計年度任用職員ですけれども、これにつきましては勤務時間がア、イ、ウ、とありますけれども、アが月額の対象となる職員ということで、１週間当たり３７時間３０分、イが日額の対象となる職員、１日当たり７時間３０分。次のページへいただきますして、ウが時間額の対象となる職員ということで、１日当たり７時間３０分未満、エが月の定額の対象となる職員ということで、変則勤務、これは宿日直代行員ということになります。

続きまして、②対象となる職種、これが先ほど説明しましたア、イ、ウ、エそれぞれに該当する職種をここに並べております。大半がアということで、今現在の嘱託職員のパート、それから臨時職員さんがここに該当してきます。日額、それから時間額はそれぞれ、例えば保育士さんですと全項目に入ってきております。フルタイムに近いパートが週５日というのが大半ですけれども、それ以外は例えば週のうち３日とか、１日のうち半日とか、そういう勤務体系で勤めていただいている方もおりますので、それぞれに対応できるようにしております。

この内訳は別途資料で、総務課の２という資料、現行制度と制度移行後の職の比較という縦長の、こういう物が行っていると思いますけれども、これでちょっと説明させていただきます。

まず、一番左が現行制度ということで、今現在勤めていただいている方々の状況です。一番上が嘱託職員、７時間４５分勤務ということで、こちらが今現在もフルタイムで勤めていただいている職種です。その下が７時間３０分勤務ということで、こちらは移行後も同じくですがパートタイムということになります。それから臨時的任用職員という下の枠ですけれども、日額で週５日勤務。

この中で一般事務補助の一番上のところに、移行後がフルタイム、診療所、それから医療事務の診療所、こちらがフルタイムということになっています。主に離島の診療所に勤務していただいている方になりますけれども、今後もフルタイムのシフトで働いていただくということで、こちらについてはフルタイムの待遇とさせていただきます。

その下にずっと日額、時間額というふうに並んでおりますけれども、それぞれパートタイムの移行後日額、時間額というふうになります。

先ほどちょっと説明させていただきましたのは、上の嘱託職員の７時間４５分勤務の中で、経過措置ということで、横にフルタイムのところに経過措置と書いてあって、月額のところにもその職種が書いてありますけれども、今この方々がフルタイムで働いていただいておりますので、移行後もフルタイムで働いていただくと。

それで、また資料に戻っていただきますして、２ページの（３）その他の会計年度任用職員とあります。説明のところに、JETプログラム、語学指導等を行う外国人青年招致事業参加者もパートタイム会計年度任用職員に移行するが、その勤務時間条件等については全国統一的な取り扱いを引き続き担保する必要があることから、別に条例で定めると。これ、次の条例に出てきますので、またそのときに説明をさせていただきますけれども、ALTとか海外から来ていただく招致事業ということで、きのうの全協で観光課のほうの説明にもあつ

たと思うんですけども、今後フランス語対応ということで、実現されればこちらの職員ということになると思っております。

次に3ページをお願いします。

2番、給与に関することについて説明させていただきます。

(1)のフルタイム会計年度任用職員につきまして、給料ということで給料表を規則で定めております。給料表は、もう一つ資料がございます。総務課3という資料です。行政職給料表の1級と同じ給料表を会計年度任用職員給料表として定め、別表第2に職種、基礎号級及び上限号級を職種別基準表として定めております。これも通常の正規職員の1号がここにずっとあわせております。もうこの表というのは、議案にも後で人勤の表が出ておりますけれども、その人勤に対応した金額がここに入っております。

そして、これが1から93までございまして、その次の別表第2というのがありまして、この別表第2が、例えば一番上の職種、一般事務員、基礎号級とありますのは、一般事務員として初めて働いていただくときは3号級から始まりますよ、上限は21までですよ、それぞれの職種に当てはめております。経験加算を毎年度行った場合に、10年で上限に達する水準と設定をしております。

続きまして、資料の②通勤手当から時間外、休日勤務、夜間勤務、期末手当とあります。これらは正規職員に準じております。

次のページをお願いします。

7番の退職手当です。フルタイム会計年度任用職員として勤務した日が18日以上ある月が12月を超えるに至った者について、退職手当条例を適用します。

その下、⑧の給与支給等とありますけれども、給与の計算とか支給日、それから減額の方法とか算出方法、時間外勤務の計算、端数計算、こういったことがここに定められております。これは正規職員と同様の規定となっております。

次に、その一番下になります。(2)パートタイム会計年度任用職員についてです。

パートタイムにつきましては、①報酬とあります。フルタイムは給料ということになっておりますけれども、パートタイムは報酬という呼び名になります。

次のページにいただきますと、規則で定める給料表とあります。給料表につきましては、先ほどお示しました給料表と同じものを活用します。同じものを活用するんですけども、それぞれ規則で定める報酬額という2段目の括弧囲みに、月額、日額、時間額と示しております。フルタイムの場合は月額38時間45分ですけども、パートタイムの場合は37時間30分ということになりますので、その割り返す計算をここでどういうふうに計算するのかというのを示しております。基本になるのは先ほどの給料表と同じものです。

次に、下の②通勤に係る費用弁償、フルタイムでは通勤手当という呼び方ですけども、パートタイムは費用弁償という呼び方になります。月額のパート職員は通勤手当条例の例によるということで、同じでございます。日額の職員、時間パートの職員につきましては、それぞれ日額を算出して実日数を掛けるというふうなことが、ここに示されております。

次のページをお願いします。6ページです。

③の時間外勤務に係る報酬、それから休日勤務に係る報酬、⑤夜間勤務に係る報酬、期末手当、正規職員と同様の規定にしております。期末手当につきましては、1週間当たりの平均勤務時間が20時間未満の場合は、支給はありません。

次のページをお願いします。

真ん中あたりに⑦退職手当とあります。支給の対象外とするということで、フルタイムは退職手当があるんですが、こちらについてもいろいろ検討はしたんですけども、法的には支払えないということになっております。

⑧報酬の支給等、こちらは先ほどのフルタイムと同じように計算方法であったり支払い日であったり、そういったことがここに定められておりますので、次のページまで飛ばさせていただきます。

旅費相当とあります。これにつきましても旅費条例を適用し、費用弁償という名前ですけれども、支給をします。

次に、その他規定につきましては、これもちょっと飛ばさせていただきます。正規職員を準用しております。

(4)の期末手当の経過措置等につきまして、在職期間の特例というふうに書いてあります。この条例の施行日の前日において、嘱託職員、臨時職員及び特別職、非常勤職員であった者については、令和元年12月2日以降の在職期間を令和2年6月期の期末手当における在職期間に通算すると。

例えば、4月1日から新しく来た人というのは、6月の期末手当というのは丸々支給されませんので、それ相応のおっていただいた月の計算があるんですけども、今現在臨時職員の嘱託職員さんで勤めていただいております期間も含めて、12月2日以降の期間も含めて計算するというので、6月から丸々支給されるということになります。継続していただいた方の場合ですけれども。

それから、②のところに支給率の経過措置というのがあります。支給率は段階的に引き上げるということで、まず令和2年度は年2.4月、令和3年度は年2.5月、令和4年度以降は年2.6月となります。今現在嘱託職員さんで上限が2.4、臨時職員さんで2.0となっております。

次のページをお願いします。9ページです。

(5)給与の決定について。

これについては、先ほど給料表、お示ししたものによって決定をしていきます。②の再度任用時の経験加算、再度任用時において下記のいずれにも該当するときは、その経験を加味し、前年度の号給に2を加算した号給を適用することができます。

アとして、会計年度任用職員として12月の任用実績があること、イとして1週間当たりの平均勤務時間が20時間以上であることということで、段階的に継続雇用、再度任用された場合は先ほどの給料表で2つずつ上がっていくということになります。

③制度移行時の給料ということで、ア新たに任用される者、臨時的任用職員から移行する者、この臨時職員につきましては、そもそも昇給という制度がございませんので、4月1日は基礎額から始まるというものです。イの嘱託職員から移行する者につきましては、これまでの嘱託職員の経験年数を加味し、嘱託職員制度を継続した場合に適用する水準に相当する号給を適用すると。ですので、嘱託職員、今も段階的に上がってきておりますので、それが一気に基礎に落ちるのではなくて、上がってきたものを継続して上がるということになります。

す。

④学歴による加算はございません。

次のページをお願いします。10ページです。

3の休暇・休業に関すること。まず、有給の休暇ということで、①年次休暇、これは今の制度を下回らないようにということで設定をしております、表がございます。鳥羽市はそもそも今現在も2カ月勤めていただければ10日付与というふうにしております。国の場合は下に参考と、国の場合ちょっと字、小さいですが書いてあります。6カ月勤めて10日ということになりますが、これは鳥羽市の今の制度を引き継いでおります。段階的に20日までということになります。

次のページをお願いします。

②の病気休暇、公務上の負傷及び疾病のため療養の必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合ということで付与するというようになっております。

それから、③夏季休暇、これは新規導入でございます。令和元年の人事院勧告により、国の非常勤職員に導入されることとなり、本市においても国の非常勤職員との均衡を図ることから、夏季休暇を導入すると。括弧書きで日数等の詳細は未定と書いてありますが、この資料の段階では未定でしたんですけれども、通知が来ておまして、令和2年1月1日に人事院規則を改正するというので、3日間夏季休暇が付与されます。ただし条件はあります。6カ月以上継続勤務などという一定の条件を満たせば、3日間の夏季休暇が与えられるというものです。

それから④その他の特別休暇、これにつきましては新規のみ説明をさせていただきますけれども、ウの災害による現住所の滅失、損害等で7日間の範囲で休暇がとれると。それからキの結婚休暇、これも新規導入ということで、連続する5日の範囲の期間ということになります。

次のページをお願いします。

(2) 無給の休暇です。病気休暇、介護休暇、介護時間等が定められております。

13ページ、次のページにいていただきまして、その他の特別休暇で、これも一番上のアの産前休暇につきましては出産予定日以前8週間、国のほうは6週間となっておりますけれども、8週間ということになります。

それから新規のところでは言いますと、下のキですね、妊娠疾病、それからクの骨髄等ドナー休暇、こういったことが認められます。

それから(3)育児休業等、これは育児休業につきましては既に既定済みということですので、省略させていただきます。

続きまして15ページ、4 服務及び懲戒に関すること。

これにつきましては、3、4、5あたり、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等が適用されるということで、一番下、9番の営利企業への従事等の制限、これは兼業の制限ということなんですけれども、フルタイムにつきましては正規職員と同等にこの法第38条が適用されます。

(2) のところにパートタイム会計年度任用職員に対する兼業の取り扱いということが書いてありますが、パートタイムの会計年度任用職員につきましてはこれは適用されませんので、自由に報酬を得て営利企業

等へ従事することができるというふうに定められます。

ただし、任命権者として兼業の内容を把握する必要があるということから、あらかじめ届け出を求めることとします。

一番下の(3)懲戒・分限の適用とあります。これはそれぞれ条例の規定が適用されます。

16ページをお願いします。

5社会保険等に関すること。(1)として労災保険、①のフルタイム会計年度任用職員につきましては、1年目は労災保険、それから2年目以降は公務災害を適用するということになります。パートタイム会計年度任用職員につきましては労災保険となります。

(2)の雇用保険、フルタイム会計年度任用職員につきましては、当初は加入しますが、退職手当条例が適用されますので、6カ月経過後には退職手当条例が適用されますので、それと同時に喪失するということになります。パートタイムにつきましては、要件を満たせば加入ということになります。

(3)の健康保険、フルタイムにつきましては1年目は協会健保に加入、2年目以降は市町村職員共済組合に加入します。パートタイムにつきましては、要件を満たせば協会健保ということになります。

(4)の年金保険、フルタイム会計年度につきましては1年目は厚生年金、2年目以降は共済組合に加入します。パートタイムにつきましては、要件を満たせば厚生年金に加入ということになります。

最後に6番、人事評価に関することとあります。現在正規職員は係員も含め全て人事評価制度というのをやっております。職員ほど複雑ではないんですけども、フルタイム、パートタイムにかかわらず、会計年度任用職員は人事評価の対象とするという規定になっております。

これらにつきましては、令和2年4月1日から施行ということになります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

浜口委員。

○浜口一利委員 全国的にどこの自治体でも非正規の職員が多くなってきている現状があるということで話を聞いていますけれども、全国的に何か資料を見たら274万人正規の職員がいる中で64万人とかという非正規の職員がいるということで、自治体によって処遇が違っていた点について、これで全国的に一律になるという理解でよろしいですね、この。

○世古安秀委員長 中村課長。

○中村総務課長 例えば、お示ししました給料表が全国一律かという、そうではございませんので、運用の仕方といたしますか、今まで例えば臨時職員で、本来6カ月で更新6カ月というふうなことで、苦慮しながらお願いをしておったところが、正規に定められてきたということかなと思います。

○世古安秀委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 いろいろ話聞いておったら、いろいろ全国的に処遇が違っていた中で、鳥羽市のレベルは結構手厚くという話も聞いたんですけども、そんなことでよろしいんですか。

○世古安秀委員長 中村課長。

○中村総務課長 嘱託職員制度につきましては、鳥羽市の場合、期末手当相当額であったり、退職手当相当額というふうな形で、今までも制度を設けておりました。今度新たにできる会計年度任用職員につきましては、それらが明確にうたわれたということですので、ほかの市町村ちょっとわかりませんが、そういうふうなところまで定めていなかったところもあると思いますし、そういうばらつきが整理されるということになるかと思えます。

○浜口一利委員 続けてよろしいですか。

○世古安秀委員長 はい、浜口委員。

○浜口一利委員 この資料で、フルタイムとパートタイムと説明あったわけなんですけれども、今現在フルタイムの対象となる職種ということで、連絡所に勤務する一般事務員、診療所に勤務する一般事務員、医療事務といいます、船員も、説明あったんですけれども、これはやはりもうこの職種、フルタイムになる職種というのは、もうこれに限るということですか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 総務課人事担当の山本です、よろしくお願ひします。

先ほどのフルタイムの限定なんですけれども、あくまでその施設の開設時間に必ず在席する必要がある職員に限定して設定をしておりますので、ここに掲げた職種のみと考えております。

○世古安秀委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 それ以外はパートタイムということによろしいんですね、わかりました。

まだほかにもありますけれども、ほかにも聞いてください。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 まず、この概要に沿ってお聞きします。今、1の任用する種別に関するものが質問になっておりますので、この点をまずお聞きしたいと思うんです。

先ほど、フルタイム、今回任用する職種について説明がありましたけれども、それは何人でしょうか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 現状でよろしいでしょうか。25人です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 今、嘱託職員はこの間の質疑で人数が出ておりましたけれども……

(何事か発言するものあり)

○戸上 健委員 ああ、ごめん。71やな、臨時が131、125、135、71でしたね、それで206ということでした。

そうすると今、嘱託職員の71人のうち、フルタイム職員になれるというのは25人だけという勘定になりますね。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 すみません、先ほどの人数なんですけれども、ごめんなさい、現状22ですね。

(「22」の声あり)

○山本課長補佐 はい、申しわけないです。それで、25と言わせてもらったのは今度フルタイムになると見込まれる方も含めて25というのは、今現在診療所の一般事務員が臨時職員として勤務していただいておりますので、その方はフルタイムに移行するという事です。

○戸上 健委員 はい、わかりました。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 25人がこの制度によって、来年4月1日からフルタイム会計年度任用職員になるということでした。そのパーレン2のパートタイム会計年度任用職員についてお聞きしますけれども、臨時職員さつき135人でしたけれども、嘱託職員71人のうちフルタイム職員になるのは25人だから、46人が残ります。この人たちはパートになるという理解でよろしいですか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 はい、そのとおりパートタイムとなります。

○戸上 健委員 パートタイムになるんですね。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それで、この勤務時間ですけれども、①のアで1週間当たり37時間30分ということになっています。フルタイムの職員の場合は1日当たり7時間45分ですから、これは正規職員と同じ勤務時間ですよ。パートタイム任用職員の場合は1日当たり7時間30分の職員と、それ以下の、7時間30分以下の職員とここで分けてあります。それで、1日当たり7時間30分、正規職員というかフルタイム職員よりたった15分だけですわね、短い職員。これは何人おられますか、1日当たり7時間30分勤務している今の嘱託臨時職員の数、これは何人でしょうか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 現状の嘱託職員の制度で7時間半勤務している職員は49名です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 嘱託が49人、臨時職員はどうでしょうか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 臨時職員については7時間45分で勤務していただいております。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうすると、臨時職員は正職員と同じ7時間45分勤務しておるといことですね、はい。

そうすると、正職員と同じ7時間45分を1日、臨時職員の場合ですよ、勤務してもフルタイム、今回の任用制度によってフルタイム職員には登用しないということですね、そういうことですか、職種を限定しているんだから。

はい、わかりました。職種を限定したというのはこの連絡所と診療所と船員で、その時間に来なければいけないと、開所した時間に来なければならぬ職種に限ったということでした。果たしてそれでいいのかということが、これ問われるというふうに思います。

委員長、ごめん、まずこの1の任用の種別は以上です、質問は以上です。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 すみません、先ほど7時間45分と7時間半の差の話なんですけれども、こちら、制度設計の中で従前から嘱託職員は7時間45分と7時間半と分けて任用しております。基本としては7時間半を基本としている理由としては、我々常勤の職員と非常勤の職員との勤務の差を明確にするために、15分の時間の差を設けたものです。今回の会計年度任用職員制度につきましても、その考え方をもとに常勤職員と非常勤職員との差を設けるために15分、短い勤務時間と設定させていただきました。しかしながら、連絡所、診療所、船員等につきましては、7時間半に設定してしまうとその業務に支障が生じるということから、フルタイム会計年度任用職員として設定したものです。

以上です。

○世古安秀委員長 中村総務課長。

○中村総務課長 先ほど戸上委員のほうから、臨時職員7時間45分でフルタイムにならないのかというお話があったと思います。ならないんですけれども、今現状臨時任用職員は日額の勤務になっております。出勤していただいた日しか払いません。今度は月額扱いになりますので、例えばゴールデンウィークとかそういったところ関係なく、月額でお支払いすることになりますので、条件、例えば金額ベースで言うと当然相当よくなるというふうにお答えします。

○戸上 健委員 給与については……

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 次に聞きます。

○世古安秀委員長 それでよろしいですか、はい。

ほかにございませんか。1ページに限らずとも、この任用制度そのものについて。

浜口委員。

○浜口一利委員 先ほど戸上委員の質問の中でもあったんですけれども、フルタイム任用職員は、いろいろこの給与についても正職に準じるというような説明がついていて、各手当も正職員並みにつくということなんですけれども、結局パートタイムと分けてしまうと、あとはパートタイムの職員は費用弁償とかということになってくるわけなんで、そのあたりの差ってあるわけなんですか。それと、給与と報酬ということに分けられるわけなんですけれども。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 フルタイムの職員とパートタイムの職員が給料、報酬と分けられているのは、同時に今回地方公務員法の改正とあわせて地方自治法が改正されて、そこでフルタイムの職員は給料、各種手当を支給すること、それとパートタイムのほうは報酬、費用弁償を支給する、また期末手当を支給するというふうな位置づけがされているところです。

フルタイム会計年度任用職員については、各種手当、先ほど申し上げたとおり正規職員と同等の話になっていますので、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、退職手当と支給する条例になっておりますが、それに相当する報酬として、同じくパートタイムのほうにも、時間外勤務手当、休日勤務、夜間勤務に相当する報酬として条例に規定しております。それと、通勤手当につきましては、名称こそ違

うものの、その同様の通勤手当相当額について費用弁償で支払うという規定とされております。

大きく違うのはやっぱり退職手当、これにつきましては自治法のほうで明確に対象外とされておりますので、パートタイムのほうには規定はございません。

以上です。

○世古安秀委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 話を聞いている中で、やはりパートタイムの方が随分多くなるということなんで、この制度に移って果たしてどうなるのかなという中で、ちょっと聞かせていただきました。ありがとうございます。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 すみません、1の点でお尋ねします。

フルタイム会計年度任用職員の場合、定年制というのはないんですね。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 非常勤職員ですので、定年という定義はございません。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 会計年度ということになりますから、1年ごとに、会計年度終わるごとに、3月末で一旦解雇ということになるわけですね。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 解雇というより任用が消えるという解釈であります。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 再任用も可能だという規定になっております。再任用も可能だということは、その再任用する場合にしかるべき申告やったかな、査定やったかな、そういうものをするというふうに国のほうでは法律というふうに決められております。鳥羽市の場合は、それはどういうふうにするのでしょうか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 再度任用する場合、国のほうからも公募、選考するよにということでマニュアルのほうには記載されております。本市の場合、運用のほうで考えていますのは、3年目までは継続してその方を優先的に任用する、それで3年ごとに公募をかけて見直しを図る。その際に公募をかけた結果、同じ方が再度任用されることは十分あり得るという考えであります。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうなると、ずっと5年、10年継続して同じ方がフルタイム任用職員として雇用されるという可能性もあるということによろしいですか。議事録残らんで、うんかどうか、ちゃんと答弁させてください。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 そういうことです。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これで結構です。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 詳しくこのように資料に載せていただいて、現行制度と制度移行後の職の比較ということはとてもわかりやすい資料を、ありがとうございます。

ちよっとすみません、基本的なことを聞きたいんですけども、学校の特別支援員さんは県の職員になるんですか、それとも市……

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 支援員は教育委員会のほうで任用しております。市の教育委員会です。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 市のほうですね。そうすると、この中に特別支援員さんの職種というか、載っていないように思ったもので、お聞かせください。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 総務課資料2の表でいきますと、下から7行目の、このこちらの……一番下の下段のほうに社会教育指導員というのがありまして、そこから六つぐらい上がってまいりますと「支援員」という表記があります。鳥羽市の場合、特別とかつけずにこのままで支援員として名称をつけておりますので、こちらへ表記させていただきます。

○坂倉広子委員 そういうことですね。じゃ、漏れていないということで、わかりました。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 この1の任用に関する点での経過措置についてお聞きします。

嘱託職員のうち、現在フルタイム任用している職員、これは何人でしょうか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 先ほど答弁させていただいたとおり、22人となっております。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 この経過措置で、この社会福祉士、介護支援専門員、看護師、これは経過措置の対象となるものということでした。これは属人と考えていいのでしょうか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 そのとおりです。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 となると、現在社会福祉士でフルタイムで毎日7時間45分勤務している職員は、当人である限りフルタイム職員として会計年度任用制度に移行しても適用されるということになります。しかし、この職員がやめた場合、新しく社会福祉士、次の社会福祉士が登用された場合に、その方はフルタイム職員にはなれないという理解でよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 そういう位置づけです。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうなりますと、この法的な点で法律が属人によって解釈が違うということは、僕はちよっと

解せんのだけれども、それで総務省か自治省かのほうはオーケーでしたか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 この点につきまして、経過措置を設ける云々のことについて確認はしておりません。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 確認していないということは、他市の事例といいますか、そういうものも別に参考にしたというわけではないわけなんですか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 もちろん、フルタイム、パートタイムと位置づけるに当たっては、他市の事例は比較はさせていただいております、事務研究のほうをさせていただきました。ただ、この現在フルタイムで任用している嘱託職員について、その方だけを経過措置としてフルタイムに位置づける点については、鳥羽市独自で判断した結果となっております。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 僕はその判断が、判断は僕は是とするんです。本会議でことし6月の質問でも、市長は現行から後退しないということを言明されましたし、この間の質疑でも副市長もそういうことを言いました。ですから、現在のこの3つの職種の人たち、経過対象となる人たちにとって、鳥羽市独自で維持するという点については、僕はオーケーなんです。オーケーだけれども、そういうことが今の法律上、属人で適用の可否が妥当なのかどうかということを、僕は義務があるんじゃないかというふうに思うんです。そのあたりを市の顧問弁護士と相談したとか、そういうことは別になんですか。後から鳥羽市がこういうことを、経過措置をして、それは国の法律の趣旨から反するよということで、会計検査院からの指摘があるとか、そういうことが起こらないのかということを僕は心配しておるんです。その点はいかがでしょう。

○世古安秀委員長 松村副参事。

○松村副参事 こちらのほうに制度設計するとき、総務省からもらっている事務処理マニュアルの中では、会計年度の任用の職は会計年度ごとにその職の必要性が吟味される、毎年ごとに新たに設置された職と位置づけられるべきものであるという表記があることから、こちらの会計年度任用職員を任用するに当たっても、こちら側の任用側についても、その職がこの年度、その年度について必要であるかを毎年毎年吟味するという形であると捉えられることから、それはオーケーなのかと私は思うのですが、その辺についてはまた今後問題があるというのであれば、課長と相談の上で弁護士等とも相談させていただきたいと思っております。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 今、副参事が紹介なすったこの事務処理マニュアル、総務省自治行政局公務員部が平成30年10月に出しているということなんですが、その何ページですか。

○松村副参事 11ページです、中段あたりですね。

○戸上 健委員 ああ、移行に当たっての考え方、⑤ですね。

○松村副参事 はい。

○戸上 健委員 ああ、わかりました。僕ももう一遍勉強しておきます。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「委員長、ごめん。これ、1だけ僕質問して、あと給与とかそんなものも質問が……」
の声あり)

○世古安秀委員長 それ以外でも、どうぞ。

戸上委員。

○戸上 健委員 よろしいでしょうか。次に、給与についてお伺いします。

フルタイム任用職員の給料、これ現況から本会議での質問や質疑に対して、市長、副市長も現況から後退することはないというニュアンスだと僕は思ったんです、改善するということですからね。ですから、現況からフルタイム任用職の場合、給料はどれだけ上がりますでしょうか、平均で結構です。

ことしの一般質問で235万円でしたか、嘱託職員の場合ね、そういう答弁でした。それがどうなるかという事です。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 9月の議会で戸上委員の一般質問の際に回答させていただいた、嘱託職員と臨時職員の平均年収、それと同条件、なかなか同条件は難しいんですけども、同じ方に新しいこの制度の金額をはめて計算した結果、参考値としていただきたいんですけども、嘱託職員に関しては平均年収として249万円、約9万円増となります。臨時職員の方については当時205万円という平均年収と答弁したんですけども、今回この制度移行をした場合229万円、約24万円の増が見込まれます。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 フルタイム任用職員にならない嘱託職員ですね、今回嘱託職員は現在71人いて、そのうちフルタイム会計年度任用職員、来年以降25人しかありませんから40何人は現況のパートタイム任用職員ということになるわけなんです。ですから現行の嘱託職員の年収は、パートタイムに移行してどうなりますでしょうか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 現行の、先ほど言われたフルタイム以外のパートタイムになる嘱託職員のことなんですけれども、現行の嘱託職員制度においても7時間半の勤務として任用しておりまして、それ相当の賃金額を設定しておりますので、会計年度任用職員制度に移行後もその水準というのは変わらないものと考えております。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 山本さん、それは変わらないということは上がらないということですか、現行から来年4月以降。現行の、フルタイム会計年度任用職員になれない現行の嘱託職員の場合、来年4月以降の年収は、現行と変わらないということになりますか、それとも上がりますか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 パートタイムにつきましても、期末手当の率を年度ごとに段階的に引き上げて、最大2.6月に引き上げるよう経過措置を設けております。現在の嘱託職員制度では、期末手当相当額は2.4月が最大となっておりますので、それが最終的に2.6月になりますと必然として年収別としては増加するものと考えて

おります。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それは平均で私、嘱託職員の場合235万円でしたか、というご答弁でしたけれども、それは幾らになりますでしょうか。金額的に幾らになるか、現行に比べて幾らになるか。

嘱託職員71人いるわけなんです。それで、会計年度任用制度によって、フルタイム職員になれるのは25人だけなんです。ですから全部で206人非正規の臨時嘱託職員がいらっしゃる中で、フルタイムで、ね、適用、こういう諸条件がプラスになるわけなんです。そういうのが適用されるのが25人に過ぎないということなんです。そうなりますと、現状の嘱託職員の場合フルタイム会計年度任用職員になれない現況の嘱託職員の場合、自分たちの年収がどうなるんだろうかというのは最大の関心だと思うんです。それは幾らになるかということをお聞きしているんです。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 金額については、個別の金額を今持っていないのでちょっとあれなんですけれども、今現状の働き方というのをそのまま移行するというイメージを持っていただけるといいんですけれども、パートタイムの方がパートタイムになる、フルタイムの方がフルタイムになるということです。処遇については今の水準を後退することなく、先ほど言わせてもらった期末手当の段階的な引き上げについても、フルタイムの方、パートタイムの方双方とも同じような規定となっておりますので、年収の上昇率については同じ上昇率になるのではないかなと考えております。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうなりますと、会計年度任用職員制度に移行してもフルタイムになれない、フルタイム会計年度任用職員になれない今の嘱託職員は、いろんな諸手当とかそういうのが別にふえるわけじゃありません。ですので、そういう方については「現行から後退することはありません」という認識なんです。さっきの答弁では、改善してこれくらいふえていきますということではないわけなんです。ふえるんですか。

現行のレベルからこの制度に移行によって、パートタイム職員になった現在の嘱託職員、フルタイム任用職員になれない現在の嘱託職員の年収なんです。それがどうなるかということなんです。それがご答弁では現状のまま推移しますと、現状のように推移しますといったニュアンスだったというように思うんです。ということは、現状からプラスアルファしてこれだけ、年収がざっとこれくらいふえますということではないわけなんですか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 もちろん、それは給料表の単価が変わったり、そういったところの影響はもちろん出てくるかとは思いますが、今の水準を後退しないように制度設計しております。先ほど何回も言わせてもらったとおり、期末手当につきましては支給率が増加しますので、その点は上昇するものと考えております。ただ、あくまで法の範囲内で対応できるというところを基本に設定しておりますので、ご理解ください。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 何で僕が執拗に言うかという、議会事務局も2人の嘱託職員いらっしゃるんですよ、ね。それで一生懸命働いてござって、その方々は今嘱託職員だけれども、今度はパートタイム職員になるわけなんです。

す。そうしたら待遇が後退しないだろうということを、我々もみんな、同僚議員もそうだけれども心配するのは当たり前で、それは後退はあり得ませんと、これだけプラスになりますという明確な答弁があればね、僕もこれは納得するんです。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 私のちょっと答え方がまずかったのか、先ほど嘱託職員の平均の年収、以前は236万円が今度249万円になると答えさせていただいたんですけども、この嘱託職員の算出したベースとなっていますのは、フルタイム、パートタイム含めて両方で計算しておりますので、フルタイムに限ったことではないということですよ。

○戸上 健委員 ああ、わかりました。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ということは、現在平均だけれども、236万円嘱託職員は年収あります。これがフルタイムであろうともパートタイムであろうとも、平均すれば249万円になりますと、これだけ幾らか、13万円かありますという理解でよろしいんですね。

○世古安秀委員長 確認。うなずくだけではいかんで。

山本課長補佐。

○山本課長補佐 そのとおりです。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それから、この期末手当と退職手当についてお伺いします。

フルタイム職員25人については期末手当も退職手当も支給されるということになります。期末手当については2.6、ピークでそれだけ支払うということでしたから、プラスになります。退職手当については規定どおり、それに掛け合わせるわけだから、これもプラスになるという理解でよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 ごめんなさい、掛け合わせるというのがちょっと……ごめんなさい。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 会計年度任用職員のフルタイム職員についても、原則は会計年度だから単年度ということになります。そうすると退職金はその単年度で支払うということではないですわね、その人がずっと継続すれば継続して10年間たってやめるというときに、まとめて退職金を払うんですね。その退職金というのが、現在の嘱託職員制度で支払う退職金の額と同じように10年たったとして、フルタイム会計年度任用職員になった場合、どれだけプラスになるかということをお聞きしたんです。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 10年後の退職手当の実際の金額の比較、今持ち合わせておりませんので回答はできませんけれども、現行の嘱託職員制度における退職手当相当額の率、それと今後制度移行後の退職手当条例が適用されるときに率を比べますと、制度移行後の退職手当条例の率のほうが高くなっております。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 増えるという答弁でした。

次に、現在の臨時職員については退職手当を鳥羽市の場合は支給しておりますわね、支給していませんか。

(何事か発言するものあり)

○戸上 健委員 嘱託職員だけ、はい。

わかりました。

嘱託職員に退職手当を支給なさっておるけれども、今度フルタイム任用職員の場合は退職手当を制度上支給するということになります。しかし、今46人が、現在の嘱託職員のうち46人がパートタイムになります。させられるというか、そういう制度になってしまいます。パートタイムには退職金というのが支払われません、そうですわな。となると、現在の嘱託職員でずっと働かれて退職するという場合に、退職金もこれも属人で支払われるということによろしいんでしょうか、それとももうパートタイム職員になったから退職金はなしですよということになるのか、これはいかがでしょうか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 現行制度における嘱託職員の退職手当相当額につきましては、今年度3月、制度終了時点で清算する方向で、財務当局とも協議を進めております。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ということは、現在の嘱託職員71人のうち、フルタイム任用職員に移行できない46人については、議会事務局の職員、嘱託職員の方もそうなんだけれども、その方々は現在、来年3月で先ほどの答弁では一旦切って、そして退職金をそこで清算して、それ以降はもうどれだけ勤められても退職金は出ませんということですわな、それ間違いありませんか。

○世古安秀委員長 中村課長。

○中村総務課長 結論としてはそうなります。この件に関して、鳥羽市は嘱託職員、先ほどの7時間45分、7時間30分にかかわらず、退職手当相当額を支払うというふうな制度で今までやってきております。これにつきまして、可能であれば経過措置ができないか、引き継ぐことができないかということでいろいろ調査をしまして、顧問弁護士にも相談をかけさせていただきました。前向きに相談はしたわけなんですけれども、ところがやはり法的に制度が変わってしまうので、今の制度でフルタイムもパートタイムも両方ですけれども、清算しなければならないと。ですので、フルタイムで今後継続する人についても、退職金は一旦この年度末で清算をさせていただきます。新しい制度移行後は、パートタイムは法的には経過措置というか、継続することはできないというお答えでしたので、ここはもう私たちもどうしようもないなというところの判断でございます。以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 担当課としたら、鳥羽市としてもこれは理不尽やと、言わんけれどもね、何で彼らの心中を代弁すると国のこんなやり方は理不尽やと、せやで何とかこれは維持できないかということで探究したと、弁護士にまで相談したと、しかしあかんだということすわな。あなた方を僕は責めておるわけじゃありません、国の今回の制度の欠陥の一つです。

それで、僕は心配するのは、これは山本さんから頂戴した、所属職員内訳なんだけれども、保育所は正規職

員が53人、それから臨時嘱託職員が48人いらっしゃるんです。ですからほぼ半分ですわね、臨時嘱託職員で今の鳥羽の保育所は維持されておるんです。そのうち、臨時48人のうち嘱託職員は19人いらっしゃるんです。そうすると、もう嘱託職員というのはほとんど正職員と同じように子供に携わっております。

今回保育所の保育士さんたちはフルタイム任用職員の外に置かれますわな。そういうことですね。となりますと、これまでも嘱託職員、臨時職員で5年、10年と鳥羽の保育を支えてくださった保育士さんがですよ、来年3月で一旦退職金というのが清算されて、それ以降は退職金はないということになります。もちろん期末手当で若干プラスになる、さっき13万円ぐらいプラスになるけれども、しかしそんなものあなた、家計の計画が立たんわな、退職金もうなくなるんだから。そうやもんで伊勢や志摩の民間の保育所にも鳥羽から、退職金も出やんような保育士はおらんかというので、大事な、貴重な人材を失う可能性は僕はあるというふうに思うんです。そのあたり総務課長、あなたは人事担当だったね、職員、担当だけでも、保育士さんのこういう状況、これはフルタイム任用職員に適用しようということにならなかつたんでしょうか。いろいろ研究したけれどもなりませんでしたというのが、はなからもう7時間45分のさっきの連絡所の、船員やそういう人以外はもう省いたということなのか、線引きしたということなんかさ、努力についてもちょっと教えてください。

○世古安秀委員長 中村総務課長。

○中村総務課長 できるものであれば当然、議会の嘱託職員さんもフルタイムに近い状況で働いてもらっておりますし、それを言い出すともう本当に全部フルタイムという話になってきます。その仕切り目が非常に複雑になってくると思います。そういうことで、苦肉と言えども苦肉かもわかりませんが、今現状で嘱託職員として7時間45分で働いている方、7時間30分で5時で帰っていただく方というところの分け目といいますか、当然それは先ほど補佐が言いましたように、7時間45分おってもらわんと、事務所あけとかんとというところが原点になりますので、そこはもうご理解いただきたいなと思っております。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 総務課長が人情家ということは、僕は重々わかってます。総務課の皆さんも、山本さんも天田くんも頑張ったというふうに思うんだけど、いかんせんこういう国の制度、国がこういうふうに決めてきたもので、やっぱり地方自治体としてはこれ以上上げられないということじゃないかというふうに思います。僕はあかんよ、こんなものは認められやんという立場やけれども、皆さん方の努力は、精いっぱい努力したんだということはわかります。

以上です、言いたいことは言いました。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

なければ次に移りますけれども、ちょっと休憩をしたいと思います。すみません、この時計で11時20分まで休憩します。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時19分 再開)

○世古安秀委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第57号、語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、担当課長の説明を求めます。

中村総務課長。

○中村総務課長 よろしくお願ひします。議案書の14ページをお願ひします。

議案第57号、語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について。

提案理由は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、もともとあった条例ですけれども全部改正するというこゝとで、先ほど会計年度任用職員制度の資料2ページで説明しました、JETプログラムによる語学指導等を行う外国青年招致事業について、全国統一的な取り扱いをする必要があることから、別に定めるものとなっております。

内容は、議案書の提出議案15ページの条例を見ていただきまして、参加者がパートタイム会計年度任用職員となるため、用語、給与を報酬に、旅費を費用弁償に改正します。条例名の報酬、費用弁償、それから2条上の括弧内、3条の上の括弧内がそれぞれ変わります。また、第2条の報酬額の上限を390万円から396万円に増額するものです。

以上でございます。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お聞きします。2条の2の、期末手当支給しないですけれども、これまでは支給しておつたんでしょうか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 これまでの取り扱いも、期末手当は支給しておりません。

○戸上 健委員 了解です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に議案第58号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、担当課長の説明を求めます。

中村総務課長。

○中村総務課長 議案書の16ページをお願ひします。

議案第58号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

提案理由は、先ほどと同じく会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。17ページから20ページに条例を掲載しております。

内容の説明につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、まず新旧対照表の1ページをごらんください。

まず1点目ですけれども、鳥羽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、任命権者が行

う人事行政の運営の状況に関する報告の対象とならない職員から、フルタイム会計年度任用職員を除外することを追記するものです。

続きまして、2ページをお願いします。

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正は、心身の故障による会計年度任用職員の休職期間を、その任用期間の範囲内とすることを追記するものです。

次に3ページをお願いします。

鳥羽市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正は、根拠規定の条項ずれを改正するものです。

続いて4ページをお願いします。

鳥羽市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正は、正規職員等の減給について、給料及びこれに対する地域手当の合計額に改正するとともに、パートタイム会計年度任用職員はこれらに相当する報酬を減額の対象とする改正を行うものです。

続いて5ページをお願いします。

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、育児休業を取得した場合の勤勉手当の支給及び復帰後における号給の調整対象となる職員から、会計年度任用職員を除外します。

もう一つの改正は、会計年度任用職員が部分休業した場合の給与の減額規定を設けます。

続いて7ページをお願いします。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、フルタイム会計年度任用職員の公務災害補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償の規定の例による規定を追加します。

8ページをお願いします。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員制度の創設に伴い、特別職非常勤職員として任用できなくなった職を削除するとともに、学校評議員及び学校運営協議会委員の報酬額等を追加するものです。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第59号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

中村課長。

○中村総務課長 議案書の21ページをごらんください。

議案第59号、鳥羽市職員給与条例の一部改正についてでございます。

提案理由としましては、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等に基づき、本市職員の給与改正を行うとともに、会計年度任用職員制度の創設に伴い所要の改正をしたく、本提案とするものです。

条例につきましては22ページから33ページに示しておりますが、別提出の資料で改正内容を説明させて

いただきます。総務課4という資料です。

この資料は、タイトルが議案第59号、鳥羽市職員給与条例の一部改正についてということで、1から6の項目に分けておりますので、順次説明をさせていただきます。

まず1ですが、条文の整備として、第43条の2第2項で引用する行政不服審査法の改定に伴う条文の整備を行うものです。公布の日から施行します。

次に2ですが、勤勉手当の支給率の改定です。第1条で令和元年12月1日から適用、第2条で令和2年4月1日から施行となっております。

まず、再任用以外の職員の勤勉手当支給率の表ですが、区分としまして6月支給分、12月支給分、参考計は年間支給分となっております。改定後、令和元年度は6月支給分は改定はございません。12月支給分で100分の5を引き上げ、一般職員で100分の92.5を100分の97.5に、特定幹部職員、課長級ですが、100分の112.5を100分の117.5に、令和2年度以降は6月、12月支給分とも一般職員で100分の95、特定幹部職員で100分の115となります。なお、この改正により、期末手当を合わせた年間支給月数は4.45月から4.5月となります。

再任用職員については、改正はありません。

次に、3給料表の改定は、新旧対照表11ページから19ページに掲載をしておりますが、行政職給料表等の改正で、平均給料改定率がプラス0.1%となっております。現在の職員に改定後の給料表を当てはめた改定率は、行政職給料表で1.19%で、3級31号級以下の職員が該当します。おおむね30歳代後半までの職員135名が該当します。

医療費の給料表につきましては、影響はございません。

適用日は平成31年4月1日ということになります。

続きまして、4住宅手当の改定ですが、(1)としまして住宅手当の支給対象となる家賃の下限を引き上げます。1万2,000円から1万6,000円となります。(2)としまして住宅手当額の上限を引き上げるということで、2万7,000円から2万8,000円となります。申しわけございません、住居手当です、住宅手当ではなく住居手当です。(3)としまして経過措置、対象となる職員の要件等を示しております。

次に、5会計年度任用職員制度の導入に伴う改正ですが、第48条第1項を臨時的任用職員に係る給与の支給規定に改正、第48条第2項に常勤を要しない職員の給与は別に条例で定める規定を追加しております。これは令和2年4月1日からの施行となります。

最後に、6附則ですが、第1条では施行期日及び適用日を規定、第2条では改正前の給与条例の規定に基づき、支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす規定、第3条では住居手当に関する経過措置を規定、第4条では規則への委任を規定しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

この件につきまして、ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お伺いします。期末勤勉手当の支給率の改定で、上がるわけです。これは日ごろの頑張り

からすれば是としたいんだけど、地方公務員の給与改定については地域の勤労者の状況をしんしゃくしなさいという、地公法でしたか自治法でしたか、規定があります。今回の人事院勧告に基づいて、鳥羽市の勤労者の一時金や賃金の状況、これは何らかの調査はなされたのかどうか。なされたのであればこの程度上がっておりますと、我々公務員もこの程度上げますというの、論法が成り立つというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 市内事業所の調査なんですけれども、昨年度も答弁させてもらったんですけども、4年ほど前に市内の大きい事業所に調査を、民間の給与の調査を行ったんですけども、全ての項目に回答が得られる比較ができない現状であったため、今回に関しましても民間の調査は行っておりません。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 了解です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、説明員交代のため暫時休憩します。

(午前11時34分 休憩)

(午前11時35分 再開)

○世古安秀委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第60号、鳥羽市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。
勢力税務課長。

○勢力税務課長 税務課の勢力です。引き続きよろしく申し上げます。

議案書のほう、34ページをお願いいたします。

議案第60号、鳥羽市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、条例内に引用されています行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正によるもので、条項、字句などの所要の改正をしたく、提案したものです。

改正の内容については、次ページの35ページと新旧対照表23ページ——最後のページの表側になります——をごらんください。

改正の内容ですが、議案書P35ページ、附則のほうをごらんください。

法律名が長いので、以後、デジタル手続法と言わせていただきますが——読ませていただきますとちよっと舌が回らないです——情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が、令和元年5月31日に公布され、それに伴い条文の中に引用されております——今度はごめんなさい、新旧対照表の23ページをごらんください。第6条内、現行のほうですが——にございます、行政手続等における「情報通信の技術の利用に関する法律」が改正されることに伴います。

改正の内容ですが、改正案のほうを見ていただきますと、法律名が変わりまして、「情報通信技術を活用した行政の通信等に関する法律」という名称に変わります。あわせて条項についても、第3条が新法については第6条に条項が変わります。

あと、その内容の中で、略称規程を、現行のほうでは「情報通信技術利用法」と略称しておりましたが、新しい今回の改正では「情報通信技術活用法」という略称規程に変えさせていただきますので、それに伴います下の第10条で略称規程の部分を読みかえ、なおかつ上位法のほうが条項が変わっておりますので、それに合わせた条例で、第4条から第7条に変えるものです。

あと、字句の整理として、「使用して行く」という言い方を「使用する方法」というふうに改めさせていただきますので、改正の内容としましては上位法の改正に伴うもので、申請等の手続、係るものについては何ら今までと変わるものではございません。

最後に、再度議案書のほうを見ていただきたいと思いますが、附則で本市のこの条例の施行期日のことをうたっておりますが、このデジタル手続法の公布はされましたが、まだ現在そちらの第1条の本文に規定されております、施行日を規定する条文にはなっておるんですが、まだこちらの政令が出ておりませんので、こちらの施行日がまだ確定しておりません。早ければきょうになるのかなというふうなことも情報は入っているんですが、まだ確定していません。ですので、今回あわせて「またはこの条例の公布の日」、この後皆さんにお認めいただいて本会議で可決していただければその後公布をされますので、その公布した日のいずれか遅い日を、本条例の施行日というふうにさせていただきますという附則でございますので。

以上が説明となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、続いて議案第61号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

中井健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 健康福祉課長中井です、よろしく申し上げます。

それでは、議案第61号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

議案書は36ページでございます。

提案理由としましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の支払猶予及び償還免除等について所要の改正をいたしたく、本提案とするものであります。

上位法としまして、本年6月に公布されました災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律、これの主な事項といたしまして、改正前は施行令に定められておりました支払猶予につきまして、償還金の支払猶予制度は、災害援護資金の貸し付けを受けた者にとって償還計画を考える上では重要な制度でありまして、法律上明確であることが望ましいとの考えなどから、法律に明記されることとなりました。そのために新たな条の追加や条ずれが上位法で起きております。それに合わせて本市の条例を改正するものであります。

それでは、新旧対照表の24ページをお願いします。

改正の内容としましては、災害弔慰金の支給等に関する条例の償還等について規定しております第15条第3項、これを現行の条文から新たに償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとするというふうに改正するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、審査を終わります。

これで、付託された議案の説明を受けました。

続いて採決に移る前に、委員の皆さんで議案に対する討議を行いますか、どうでしょうか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 討議もないようですので、採決に入る前に暫時休憩いたします。

(午前11時43分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○世古安秀委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第56号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立多数)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第56号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第57号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立多数)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第57号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第58号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立多数)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第58号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第59号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第59号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第60号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第60号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第61号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第61号については原案どおり可決することに決定しました。

これをもちまして委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましてはご一任をお願いします。

これをもちまして、総務民生常任委員会を散会いたします。

(午前11時48分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和元年12月13日

総務民生常任委員長 世 古 安 秀